

負傷動物保護事業取り扱いマニュアル

H25年7月

三重県獣医師会小動物部会

平成25年度より、三重県獣医師会小動物部会では三重県及び四日市市の行う負傷動物保護事業に協力する事になりました。協力するに当たり以下のマニュアルに沿って各会員は治療、書類の提出を行ってください。

- 1、保健所の獣医師が保護した動物（対象は犬および猫）の中から負傷しているもので治療が必要と判断した場合、獣医師会より提出されているリスト（別紙の協力病院）の中から、事前に電話連絡して治療の要請をする。
- 2、電話にて、来院時間を調整して決める。
- 3、保健所の獣医師と相談のうえ必要な治療をする。
- 4、治療内容を別に定める「負傷動物診療実施報告書」の様式で記録に残す。
- 5、治療金額を「各病院の診療明細」の様式あるいは別に定める「負傷動物診療明細」の様式で明細を残す。
- 6、飼い主が判明した場合に料金の支払いに来てもらう。・・・「負傷動物診療実施報告書」のみ獣医師会に報告（FAX可）。
- 7、飼い主が判明しない場合、支払いを拒否した場合、支払いには同意したのに支払われなかつた場合などは別に定める日数が経過したのちに、「診療実施報告書に診療明細」を添えて獣医師会に報告する。（FAX可）・・・14日後
- 8、獣医師会は「診療実施報告書ならびに診療明細」をチェックした後、診療料金の未払い分を取りまとめて県及び四日市市に報告する。
- 9、獣医師会より各会員の先生方に診療費が支払われる。・・・上限2万円